

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく安芸高田市職員措置請求について、同条第 5 項の規定に基づき監査したので、その結果を公表する。

安芸高田市監査委員 木原 張登
安芸高田市監査委員 秋田 雅朝

1 請求人

住所 安芸高田市
氏名 省略

2 請求の要旨

本件請求の要旨は請求書記載事項及び請求人の陳述内容からおおむねつぎのとおりであると認めた。(1) A と B の裁判（広島地裁令和 3 年（ワ）第 628 号損害賠償請求事件。以下「628 号事件訴訟」という。）について個人間の訴訟であることを主張し、(2) よって、A が安芸高田市を民事訴訟法第 53 条第 1 項に基づく「訴訟の結果について利害関係を有する第三者（以下「利害関係人」という。）」に該当すると告知したことは不当であり、(3) さらに当該不当行為を受けた市が、関与する必要のない個人間の裁判に同法第 42 条の規定によって利害関係人として加わるという誤った判断をしたことから、B が別訴をもって市を提訴（広島地裁令和 3 年（ワ）第 1006 号損害賠償請求事件。以下「1006 号事件訴訟」という。）することになったものであり、(4) 市が 628 号事件訴訟に利害関係人として参加しなければ 1006 号事件訴訟が提訴されなかったであろうことを考慮すると、1006 号事件訴訟に係り必要となった弁護士手数料及び職員の旅費日当の支出は不当であり市に損害を与えたものであるため、(5) 当該裁判に要した弁護士手数料及び職員の旅費日当の同額賠償並びに当該裁判から離脱し、今後これに係る費用を支出しないことを勧告されたい。

3 請求の受理

本件請求は、令和4年9月20日付けで提起され、補正を経た後、令和4年10月6日付けで請求要件を具備していると認められたことから受理した。

4 監査の執行

(1) 監査対象機関 総務部総務課

(2) 請求人の陳述及び証拠提出機会の付与

令和4年10月28日に請求人の陳述を聴取した。請求人からは新たな証拠の提出がなかった。

(3) 関係人の陳述及び証拠提出

令和4年10月14日に安芸高田市長から弁明書等の提出があった。

令和4年11月4日に総務部総務課行政係C係長、同D主任の陳述を聴取した。

5 監査対象機関からの弁明及び陳述の要旨

監査対象機関からの弁明及び陳述の要旨は弁明書記載事項及び陳述内容からつぎのとおりと認めた。

(1) 628号事件訴訟はAとBの個人間訴訟である。これについては、請求人と同様の認識である。

(2) 628号事件訴訟の被告であるAが安芸高田市に対して行った訴訟告知は、個人の判断で為された個人の行為であり、市がその是非を判断する立場にない。

(3) 市は、Aからの訴訟告知を受け対応を検討していたが、組織として対応方針を決定する以前にBから提訴され、訴訟の当事者（被告）となった。

(4) 628号事件訴訟については、(1)との認識であるから、当該訴訟に関して職員が関わった事実はなく、かつ公金を支出した事実もない。628号事件訴訟が、市が被告となった1006号事件訴訟と併合された後も、同様である。

(5) 1006号事件訴訟は市が訴訟当事者（被告）になったものであることから、当該訴訟に関し弁護士手金や公判出席のため必要となる職員の旅費日当を支出することはなんら不当なものではない。また金額についても、過去の訴訟と同額で弁護士に委任しており、市に損害は与えていない。

6 監査の結果 主文 本件請求を棄却する。

7 理由

本件請求において、請求人は、(1) AとBの裁判（628号事件訴訟）について個人間の訴訟であることを主張し、(2) よって、Aが安芸高田市を民事訴訟法第53条第1項に基づく「利害関係人」に該当すると告知したことは不当であり、(3) さらには当該不当行為を受けて同法第42条の規定により上

記裁判に利害関係人として裁判に加わるという誤った判断を市がしたため、B が市も提訴することになったのであり、(4) 本来、市が誤った判断をしなければ不必要であった 1006 号事件訴訟に係る弁護着手金及び職員の旅費日当の支出は不当であり市に損害を与えたものであるため、(5) 当該裁判に要した弁護着手金及び職員の旅費日当の同額賠償並びに当該裁判から離脱し、今後これに係る費用を支出しないことを勧告するよう求めているもの、と解される。

さて、地方自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員についての、違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されており、これらのいずれかに該当すると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

これにより、本件請求に係る理由の成否について検討した。

請求人は、上記のとおり理由がある旨主張していることから、本件請求においては、その主張の背景を①に求めていると考えられる。

つぎに、請求人から提出された事実証明書及び安芸高田市長より提出された弁明書等証拠書類に基づき違法・不当な公金の支出と認められる点があるかを検討した。その検討結果は以下のとおりである。

市が支出した弁護着手金及び職員旅費日当は、628 号事件訴訟である A と B の裁判に係る利害関係人として生じたものではなく、B が別訴をもって市を提訴した 1006 号事件訴訟の当事者（被告）となったことに伴う応訴行為により生じた経費である。事実、市が弁護士に訴訟委任した事件は 1006 号事件訴訟に係るものであることが、訴訟委任状に表示されている。なお、628 号事件訴訟と 1006 号事件訴訟はその後併合された。

支出に係る事務処理については、適正な決裁手続を経て市の顧問弁護士に訴訟委任した 1006 号事件訴訟に係る弁護着手金を委託料として支出するため支出負担行為兼支出命令書が作成されているが、これは安芸高田市財務規則第 18 条第 1 項ただし書に規定されている支出負担行為書の作成を省略できる費目に当たらず、一部不適切な事務処理が為されたものと認められる。これに加え、一部旅費請求書及び旅行命令簿において、用務地を記載する欄に誤記載があることが認められた。これら以外については、適切に事務処理されていることを確認した。また、628 号事件訴訟に係る市の支出について、その存在は認められなかった。

上記検討を踏まえ、以下のとおり事実を認定した。

ア 個人間訴訟において、応訴のための弁護士費用等を公金から支出した場合は違法な支出であるとした判例（最高裁第三小法廷昭和 59 年 4 月 24 日判決）があるが、本件において市が支出した弁護着手金は、市が B から訴えられた 1006 号事件訴訟に係る応訴（被告となった市の弁護）のため必要となったもので

あり、628号事件訴訟に係るA個人の弁護のために為されたものではない。

イ アの事実が認められることから、当該応訴行為は市としての事務に該当するものであり、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁する」ことを認める地方自治法第232条第1項の規定に違背するものではない。

ウ 628号事件訴訟及び1006号事件訴訟の被告はそれぞれ異なるが、原告が同一であり、内容に関連があることから、令和3年9月29日付けで広島地方裁判所民事第1部合1ア係裁判所書記官名により事件の併合が為された。

エ 弁護着手金の支出に当たっては、一部不適切な事務処理が認められたが、決裁手続上の瑕疵に留まるものであって、これのみをもって当該支出自体を違法・不当な公金の支出と認めるべき事由とはならない（大阪地裁令和3年5月13日判決参照）。

そもそも請求人の請求理由2(2)及び2(3)は請求人の私見であり、2(4)は当該私見に基づく主張であるため、公金支出の違法性、不当性を証するになんら効力を有するものではないし、この部分について監査委員が是非を判断するものではない。

更に請求人は陳述において、628号事件訴訟に係る訴訟告知に関し、市が「(訴訟を)受けて立ちます」「被告になります」などと発言したことを契機にBが市に対する訴訟に踏み切った旨証言したものの、これを裏付ける証拠の提出はなく、当該請求人の証言に係る市の弁明では、市は628号事件訴訟に関してはなんら組織的決定をした事実はなく、請求人の主張にあるような発言をしたことについても明確に否認しており、かつこれらの発言が現に存したことを示す証拠もない。よって、請求人の証言は、これを事実と認めるに足るものではない。

また、請求人が主張する2(1)については、本件請求に係る請求端緒であると考えられるが、弁護着手金や職員旅費日当の支出は1006号事件訴訟に関してのみ生じたものであり、628号事件訴訟とはその支出に関して直接因果関係がなく、本件請求の前提条件ともなり得ない。さらに、事件が併合されたことは事実であるにしろ、併合後も市は1006号事件訴訟の被告たる市自身を弁護するため必要な経費を支出しているに過ぎず、その支出根拠と目的には正当性があり、なんら財務会計上の違法・不当な点はないと言える。

なお、財務会計上の行為とそれを要するに至った先行行為との間に一定の密接不可分な関係性がある場合において、先行行為が違法であるならば、財務会計上の行為も当然に違法となることを判示した判例（東京高裁令和3年12月15日判決）も存在するが、本件においては、628号事件訴訟に係り安芸高田市が利害関係人であるとAから告知されたことをもって、Bが安芸高田市も628号事件訴訟の当事者と見做し別訴により安芸高田市を告訴したとの経過がおおよそ推認できる以上、1006号事件訴訟に係る公金の支出を違法・不当と判断するに足る「安芸高田市の違法な先行行為」が存在したとは言えず、然るにこの観点からも適正性を欠く公金の支出があったと断ずるには理由がない。更には、2つの訴訟は現在係争中であり確定判決も出てい

ない。

これらの検討結果から、裁判の様態や経過はそもそも監査対象ではなく、また、本件請求に関する訴訟に対しては確定判決が出ておらず、更には私見に基づく請求理由そのものが失当であるうえ、一連の財務会計上の行為は市として市の事務を処理するために必要な経費を支弁したに過ぎず、かつ必要と認められる額の範囲内である限りにおいて為されていることから、なんら裁量権の逸脱又は濫用があったとは言えず、違法・不当な公金の支出と決する理由にはならない。請求人においては、これら支出に関する財務会計上の違法性や不当性を摘示・立証してはおらず、よって本件請求には理由がないことから、2(5)の勧告を発する理由も不存在と言える。また、請求人が今後の裁判費用の支出を行わせないため勧告するよう要求している「裁判からの離脱」は7①～⑥の財務会計上の行為に当たらないため、勧告の対象とならない。

よって、主文のとおり決するものである。